

うに、関係する地方公共団体間で適切に連携を図るものとする。さらに、特定計画の実施に当たっては、統一的な保護管理の考えの下、隣接都道府県及び地元市町村等の関係主体が連携し、個別的な調整、被害防止策の推進、共通の情報管理を基に、環境の整備、被害防止策の推進、共通の情報管理を基に、関係する地方公共団体間で適切に連携を図るものとする。

(3) 地域に根ざした取組の充実
鳥獣による被害への対策は、捕獲のみでは不十分であることなどから、関係主体は、生息環境の適切な保全や被害防止策を図るなど、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的であり、地域的な共通認識の醸成を図りながら市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、特定計画に取り込むとともに、その内容を集落レベルまで周知していくものとする。また、市町村等においては、野生鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民・民間団体等の協力を得ながら、地域振興にも資するよう適切な活用を図るものとする。

第十二 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣
都道府県が実施する放鳥効果測定調査及び放鳥効果を高めるため取組について情報収集・分析し、その結果等を基に各都道府県に対し、放鳥獣事業に係る効果的な取組等を促すように努めるものとする。

第十二 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣
都道府県が実施する放鳥効果測定調査及び放鳥効果を高めるため取組について情報収集・分析し、その結果等を基に各都道府県に対し、放鳥獣事業に係る効果的な取組等を促すように努めるものとする。

2 国の鳥獣捕獲許可の許可基準
全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から、II 第四の記述内容のうち必要と認められる事項について、その内容に準じて実施するものとする。

3 輸入鳥獣の取扱の適正化
(1) 特定輸入鳥獣の指定の考え方
第26条第2項に基づき指定する鳥獣は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第27条に定める輸入規制対象種を踏まえつつ、以下のアからウまでに示す要件を満たす種であつて、国内で違法に捕獲された個体を輸入された個体とすりかえられおそれが高い種であることとする。また、飼養に對する需要が高いため特別な理由があるものについて、ア及びウの要件に該当することをもって指定することとする。

輸入実績のある鳥獣のうち、我が国に生息する鳥獣と同種であること。
過去一定の期間に違法飼養等により押収された実績及び輸入実績があり、現に多数が飼養されている種であること。
他の自然環境関連法令(種の保存法、外来生物法)により輸入規制、国内の譲渡し等の規制がある種以外の種であること。

生じないように、関係する地方公共団体間で適切に連携を図るものとする。さらに、特定計画の実施に当たっては、統一的な保護管理の考えの下、隣接都道府県及び地元市町村等の関係主体が連携し、個別的な調整、被害防止策の推進、共通の情報管理を基に、環境の整備、被害防止策の推進、共通の情報管理を基に、関係する地方公共団体間で適切に連携を図るものとする。

(3) 地域に根ざした取組の充実
鳥獣による被害への対策は、捕獲のみでは不十分であることなどから、関係主体は、生息環境の適切な保全や被害防止策を図るなど、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的であり、地域的な共通認識の醸成を図りながら市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、特定計画に取り込むとともに、その内容を集落レベルまで周知していくものとする。また、市町村等においては、野生鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民・民間団体等の協力を得ながら、地域振興にも資するよう適切な活用を図るものとする。

第十二 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣
都道府県が実施する放鳥効果測定調査及び放鳥効果を高めるため取組について情報収集・分析し、その結果等を基に各都道府県に対し、放鳥獣事業に係る効果的な取組等を促すように努めるものとする。

第十二 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣
都道府県が実施する放鳥効果測定調査及び放鳥効果を高めるため取組について情報収集・分析し、その結果等を基に各都道府県に対し、放鳥獣事業に係る効果的な取組等を促すように努めるものとする。

2 輸入鳥獣の取扱の適正化
(1) 特定輸入鳥獣の指定の考え方
第26条第2項に基づき指定する鳥獣は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第27条に定める輸入規制対象種を踏まえつつ、以下のアからウまでに示す要件を満たす種であつて、国内で違法に捕獲された個体を輸入された個体とすりかえられおそれが高い種であることとする。また、飼養に對する需要が高いため特別な理由があるものについて、ア及びウの要件に該当することをもって指定することとする。

輸入実績のある鳥獣のうち、我が国に生息する鳥獣と同種であること。
過去一定の期間に違法飼養等により押収された実績及び輸入実績があり、現に多数が飼養されている種であること。
他の自然環境関連法令(種の保存法、外来生物法)により輸入規制、国内の譲渡し等の規制がある種以外の種であること。

輸入実績のある鳥獣のうち、我が国に生息する鳥獣と同種であること。
過去一定の期間に違法飼養等により押収された実績及び輸入実績があり、現に多数が飼養されている種であること。
他の自然環境関連法令(種の保存法、外来生物法)により輸入規制、国内の譲渡し等の規制がある種以外の種であること。

実績があり、現に多数が飼養されている種であること。
ウ 他の自然環境関連法令(種の保存法、外来生物法)により輸入規制、国内の譲渡し等の規制の対象とされていない種であること。

(2) 特定輸入鳥獣の取扱い
国と都道府県が連携し、標識等の特定輸入鳥獣に係る識別措置を効果的に活用することにより、鳥獣の違法な捕獲や飼養の防止に努めるものとする。

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第一 鳥獣保護事業計画の計画期間
平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(ただし、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、現行の鳥獣保護事業計画を延長できるときとし、その場合、当該計画の延長後の計画期間の翌日から平成24年3月31日までとする。)

第二 鳥獣保護事業計画に関する事項
鳥獣保護事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区(以下IIにおいて「鳥獣保護区」という。)、特別保護地区(以下IIにおいて「特別保護地区」という。))及び休猟区に関する事項として、以下の事項を盛り込むものとする。

1 鳥獣保護区指定の目的と意義

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、その安定した生存を確保することにより、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものである。このように観測点から、鳥獣保護区の指定に努めるものとする。

2 鳥獣保護区の指定方針

鳥獣保護事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のよう観測点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記するものとする。

また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体及び自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとする。その際には、地域の自然的社会的関係の構築が図られるよう十分留意するものとする。

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性において、1に

国と都道府県が連携し、特定輸入鳥獣に係る識別措置を効果的に活用することにより、鳥獣の違法な捕獲や飼養の防止に努めるものとする。

3 国の鳥獣捕獲許可の許可基準

全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から、II第四の記述内容のうち必要と認められる事項について、その内容に準じて実施する。

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第一 鳥獣保護事業計画の計画期間
平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(ただし、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、現行の鳥獣保護事業計画を延長できるときとし、その場合、当該計画の延長後の計画期間の翌日から平成24年3月31日までとする。)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
鳥獣保護事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区(以下IIにおいて「鳥獣保護区」という。)、特別保護地区(以下IIにおいて「特別保護地区」という。))及び休猟区に関する事項として、以下の事項を盛り込むものとする。

1 鳥獣保護区指定の目的と意義

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、その安定した生存を確保することにより、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものである。このように観測点から、鳥獣保護区の指定に努めるものとする。

2 鳥獣保護区の指定方針

鳥獣保護事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のよう観測点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記するものとする。

また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体及び自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとする。その際には、地域の自然的社会的関係の構築が図られるよう十分留意するものとする。

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性において、留

示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護に関する指針を明確に示すものとする。

(1) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内で極力長期とする。

なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間の見直しを行う。

(2) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要な区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置する。

(3) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

(4) 自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとめた面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。

(5) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じて環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。

(6) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息にしている場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努める。

(7) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路と回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。

3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定するものとする。なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合には、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努めるものとする。また、

1に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護に関する指針を明確に示すものとする。

(1) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内で極力長期とする。

なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間の見直しを行う。

(2) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要な区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置する。

(3) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

(4) 自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとめた面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。

(5) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じて環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。

(6) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息にしている場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区

の指定に努める。(7) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路と回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。

3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定するものとする。なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合には、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努めるものとする。

鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区
森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000ha(北海道にあつては20,000ha)ごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めるものとする。区域については、次の要件を満たすいづれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう努め、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するものとする。

- ① 多様な鳥獣が生息する地域
- ② 鳥獣の生息密度の高い地域
- ③ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
- 1) 天然林
- 2) 林相地形が変化に富む地域
- 3) 溪流又は沼沢を含む地域
- 4) 餌となる動植物が豊富な地域

(2) 大規模生息地の保護区
行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性を確保するものとする。指定に当たっては、一箇所当たり面積は10,000ha以上とする。

- ① 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
- ② 猛禽類、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
- ③ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

(3) 集団渡来地の保護区
集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類(法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。)の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。指定に当たっては、次の要件のいづれかを満たす地域の渡りのルート等を

また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区
森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000ha(北海道にあつては20,000ha)ごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めるものとする。区域については、次の要件を満たすいづれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう努め、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するものとする。

- ① 多様な鳥獣が生息する地域
- ② 鳥獣の生息密度の高い地域
- ③ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
- 1) 天然林
- 2) 林相地形が変化に富む地域
- 3) 溪流又は沼沢を含む地域
- 4) 餌となる動植物が豊富な地域

(2) 大規模生息地の保護区
行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性を確保するものとする。指定に当たっては、次の要件を満たす地域の面積は10,000ha以上とする。

- ① 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
- ② 猛禽類、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
- ③ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

(3) 集団渡来地の保護区
集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類(法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。)の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。指定に当たっては、次の要件のいづれかを満たす地域の渡りのルート等を

踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めらるものとす。

① 現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域

② かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

(4) 集団繁殖地の保護区
 集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、鳥しよ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地の必要な地域について鳥獣保護区を指定する。

指定期に当たっては、採餌、休息、又はねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含めらるものとす。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区
 環境省が作成したレッドリストに絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、都道府県が作成したレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であつて、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

(6) 生息地回廊の保護区
 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であつて鳥獣の移動経路となつていない地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定する。

指定期に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するとす。また、その際には、既存の鳥獣保護区及び自然公園法、文化財保護法等の他の制度による累積が保護されている地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置を努めらるものとす。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区
 市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じて、身近な鳥獣生息地の確保を図る。指定期に当たっては、環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

4 特別保護地区の指定
 鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保

踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めらるものとす。

① 現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域

② かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

(4) 集団繁殖地の保護区
 集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、鳥しよ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地の必要な地域について鳥獣保護区を指定する。

指定期に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めらるものとす。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区
 環境省が作成したレッドリストに絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、都道府県が作成したレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であつて、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

(6) 生息地回廊の保護区
 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であつて鳥獣の移動経路となつていない地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定する。

指定期に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するとす。また、その際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度による累積が保護されている地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置を努めらるものとす。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区
 市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じて、身近な鳥獣生息地の確保を図る。指定期に当たっては、環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

4 特別保護地区の指定
 鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保

は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区及び同地区内の特
 別保護指定区域の区分に従い特別保護地区及び同地区内の特
 別保護指定区域の指定を積極的に進めるものとする。
 このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息
 地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区につ
 ては、全箇所に特別保護地区を指定するよう努めるものとし、
 なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間
 の指定期間に一致させるものとする。また、特別
 保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能
 区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲
 等が禁止された区域に取り囲まれるよう配
 慮するものとする。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区
 良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものと
 し、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の
 10分の1以上を指定するよう努めるものとする。

(2) 大規模生息地の保護区
 猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区に
 おいて必要と認められる中核的の地区について指定するよう努める
 ものとする。

(3) 集団渡来地の保護区
 渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的
 地区について指定するよう努めるものとする。

(4) 集団繁殖地の保護区
 保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保す
 るため必要と認められる中核的の地区について指定するよう努める
 ものとする。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区
 保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要ないかなる区域に指
 定するよう努めるものとする。

(6) 生息地回廊の保護区
 保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地
 区について指定するよう努めるものとする。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区
 鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区
 域について指定するものとする。

5 特別保護指定区域
 集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護
 地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対
 象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所

は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区において下記
 の保護区及び同地区内の特別保護指定
 区域の指定を積極的に進めるものとする。
 このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、
 集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区について
 は、全箇所に特別保護地区を指定するよう努めるものとし、
 なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を鳥獣
 区の指定期間に一致させるものとする。また、特別保護地区を鳥獣
 の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するの
 はなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取
 等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮するものとする。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区
 良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、
 指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の
 1以上を指定するよう努めるものとする。

(2) 大規模生息地の保護区
 猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区にお
 いて必要と認められる中核的の地区について指定するよう努めるもの
 とする。

(3) 集団渡来地の保護区
 渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地
 区について指定するよう努めるものとする。

(4) 集団繁殖地の保護区
 保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するた
 め必要と認められる中核的の地区について指定するよう努めるもの
 とする。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区
 保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要ないかなる区域に指定す
 るよう努めるものとする。

(6) 生息地回廊の保護区
 保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的の地区
 について指定するよう努めるものとする。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区
 鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域
 について指定するものとする。

5 特別保護指定区域
 集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区
 内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる
 鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、